

## 1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行った。

## 2 主な内容

### (1) 個人市民税

ア 給与所得者又は公的年金等受給者が、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に該当する場合に、扶養親族等申告書にその旨を記載することを不要とする。

イ 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例（当該所得割の額を免除するもの）の適用期限を3年間延長し、令和6年度分までとする。

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得割の課税の特例（課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分は税率2.4パーセント、2,000万円を超える部分は税率3パーセントとするもの）の適用期限を3年間延長し、令和5年度分までとする。

### (2) 法人市民税

法人市民税の申告納付を定める規定において、租税特別措置法の引用条項を改める。

### (3) 固定資産税

ア 固定資産税の課税標準を定める規定等において、地方税法の引用条項を改める。

イ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める等、規定の整理を行う。

### (4) 市たばこ税

製造たばこの卸売販売業者等が、外国への輸出等を事由に当該製造たばこに係るたばこ税の免除を受けようとする場合について、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする。

### (5) 都市計画税

都市計画税の納税義務者を定める規定等において、地方税法の引用条項を改める。

### 3 施行日

令和2年4月1日